

令和5年第12回
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年12月15日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年12月15日(金)
午後1時30分から午後2時8分まで

2. 出席委員(20名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
5 番	岡沢 聡	6 番	稲野 実	7 番	釋 巖
8 番	東浦 有治	9 番	長澤 均	10 番	生田 梨恵
11 番	藤井 照三	12 番	森田 直弘	13 番	中井 正美
14 番	杉本 泰彦	15 番	西尾 正美	16 番	植山 照男
17 番	長澤 陽子	18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明
20 番	西田 清明	21 番	中井 博幸		

3. 欠席委員(1名)

4 番 加藤 博一

4. 会議録署名委員

10 番 生田 梨恵 11 番 藤井 照三

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	佐治 功	グループ長	竹内 亜衣
参 事	山岸 健史	主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第 6 3 号 議 案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第 6 4 号 議 案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第 6 5 号 議 案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
報 告 第 6 4 号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報 告 第 6 5 号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報 告 第 6 6 号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報 告 第 6 7 号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 6 8 号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 6 9 号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 7 0 号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 7 1 号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 7 2 号	農地法第18条第6項の規定による解約通知の件
報 告 第 7 3 号	農地法第43条第1項の規定による届出受理の件
報 告 第 7 4 号	農地等状況報告の件

令和5年第12回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- | | |
|-------|--|
| 議 長 | それでは、ただ今から、令和5年第12回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものいたします。 |
| 事 務 局 | 希望者はございません。 |
| 議 長 | 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。 |
| 事 務 局 | 本日は、委員21名中、出席委員は20名です。
従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
なお、加藤委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。 |
| 議 長 | それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 |
| 全 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | それでは、10番 生田委員さん、11番 藤井委員さんをお願いします。
案件に入ります前に、令和5年第11回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。 |
| 事 務 局 | 先月11月17日開催の総会で、採決されました第59号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。
その内容は、新稲地区の農地の一部を[]に転用し賃借権を |

設定するという案件でした。

11月20日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、11月20日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第63号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第63号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

被相続人は、[REDACTED]氏、所有面積は[REDACTED]平方メートルです。

相続人の住所は、被相続人と同一で、[REDACTED]氏、生年月日は[REDACTED]、相続開始年月日は、[REDACTED]、適用面積は[REDACTED]平方メートル、被相続人との続柄は[REDACTED]です。

適用農地につきましては、粟生外院[REDACTED]、地目は台帳、現況ともに[REDACTED]、他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆で、内[REDACTED]筆が市街化調整区域、残り[REDACTED]筆が生産緑地です。

以上、第63号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、東浦委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

東浦委員

第63号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]の東約[REDACTED]メートルに位置する[REDACTED]筆の農地と[REDACTED]の東約[REDACTED]メートルに位置する[REDACTED]筆の農地、及び[REDACTED]の南隣の[REDACTED]筆の農地、合計[REDACTED]筆の農地です。

申請人の[REDACTED]氏は、[REDACTED]に、所有者であった[REDACTED]の[REDACTED]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[REDACTED]氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書

の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第64号議案及び日程第4、第65号議案は、いずれも生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件となります。

それでは、日程第3、第64号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第64号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

買取り申出する土地は、坊島■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は■■■■で、申出事由は■■■■、申出事由が生じた日は、■■■■でございます。

以上、第64号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西尾委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

西尾委員

第64号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の北側に位置する農地です。

申請人の■■■■氏は、■■■■に、■■■■を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地として管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第65号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第65号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

買取り申出する土地は、坊島■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆で、面積の合計は、■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は■■■■氏で、申出をする者との関係は■■で、申出事由は■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。

以上、第65号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西尾委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

西尾委員

第65号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の西約■■■■メートルに位置する■■筆の農地です。

申出人の■■■■氏は、■■■■に、生産緑地を耕作されていた■■■■氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
議 長	ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。 次に、報告案件に移ります。 報告第64号から報告第73号の10件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。 それでは、日程第5、報告第64号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました報告第64号につきまして、ご説明申し上げます。 議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。 届出地の所在は、牧落■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■■■■、面積は■■■■平方メートルです。 届出人は、■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■となっております。 本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月14日に専決し、処理するものでございます。 以上、報告第64号のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、豊田委員さんに調査内容の報告をお願いします。
豊田委員	報告第64号につきまして、調査内容をご報告いたします。 届出地は、■■■■■■■■■■の西約■■■■メートルに位置する土地です。 届出人は、■■■■■■■■■■氏で、農地法に対する認識がなかったことから、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。 周辺につきましては、■■■■■■■■■■に囲まれ、農地はないことから問題はないものと思います。 以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第6、報告第65号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第65号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地の所在は、新稲[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は、[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月21日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第65号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員

報告第65号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の東約[]メートルに位置する土地です。

届出人は、[]氏で、届出地においては、[]頃から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側、東側及び西側は[]、南側は[]となっており問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第66号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第66号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地の所在は、瀬川[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は、[]平方メートル、他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は、[]

■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月21日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第66号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、豊田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

豊田委員

報告第66号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の南西約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地です。

届出人の■■■■氏が、このたび、■■■■を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側、西側及び南側は■■■■、北側は■■■■となっており、周辺に農地はなく、汚水は公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第8、報告第67号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第67号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地の所在は、栗生間谷西■■■■、地目は、台帳、現況共に■■■■、面積は、■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■氏です。

譲渡人は、■■■■氏、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月13日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第67号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いします。

長澤委員

報告第67号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側、南側及び北側は[]、西側は[]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第9、報告第68号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第68号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地の所在は、箕面[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル、他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

譲受人は、[]氏です。

譲渡人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月16日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第68号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、植山委員さんに調査内容の報告をお願いします。

植山委員

報告第68号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、箕面[]の東約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]

を整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側及び西側は■■■■と■■■■、南側及び北側は■■■■と■■■■になっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第10、報告第69号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第69号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地の所在は、白島■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は、■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■

氏です。

譲渡人は、■■■■氏、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月17日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第69号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、藤井委員さんに調査内容の報告をお願いします。

藤井委員

報告第69号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の北西約■■■■メートルに位置する農地です。

譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■が、■■■■を整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は■■■■、西側及び南側は■■■■、北側は■■■■になっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第11、報告第70号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第70号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地の所在は、栗生間谷東■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■面積は■■■■■平方メートル、他■■■■■筆、合計■■■■■筆で、面積の合計は■■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■氏です。

譲渡人は、■■■■■氏、転用目的は■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月27日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第70号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

西田委員

報告第70号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■の東約■■■■■メートルに位置する■■■■■筆の農地です。

譲渡人は、■■■■■氏で、譲受人の■■■■■が、■■■■■のため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側及び南側は■■■■■、西側は■■■■■、北側は■■■■■となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第12、報告第71号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第71号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は23ページからでございます。

届出地の所在は、稲■■■■■、地目は、台帳■■■■■、現況■■■■■、面積は■■■■■平方メートル、他■■■■■筆、合計■■■■■筆で、面積の合計は■■■■■平方メートルです。

譲受人は、

氏です。

譲渡人は、氏、転用目的は となつています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年11月30日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第71号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

杉本委員

報告第71号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、の南東約メートルに位置する筆の農地です。

譲渡人は、氏で、譲受人の が、のため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は、西側は、南側及び北側は となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります

議 長

次に、日程第13、報告第72号、農地法第18条第6項の規定による解約通知の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第72号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は25ページからでございます。

所在は、石丸、地目は、台帳、現況ともに、面積は平方メートル、他筆、合計筆で、面積の合計は平方メートルです。

賃貸人は、氏、賃借人は、

氏、解約年月日は、、土地引渡年月日は、です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知として、令和5年11月20日に受理したものでございます。

以上、報告第72号のご説明といたします。

議 長

次に、日程第14、報告第73号、農地法第43条第1項の規定による届出

受理の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第73号につきまして、議案の説明に入ります前に、農地法第43条第1項の規定による届出が本市委員会で初めてとなりますので、その制度内容についてご説明申し上げます。

本届出は、ビニールハウスなどでその底面を全面コンクリート張りにする場合に必要な届出です。

本来、農地をコンクリート張りにする際は、農地転用の手続きが必要になりますが、農作物の栽培の効率化または高度化を図ることを目的とした農作物の栽培用の施設であって、一定の基準を満たしているものについては、農作物栽培高度化施設として、引き続き農地とみなされ、農地転用の手続きが不要となるものです。

それでは、報告第73号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は27ページからでございます。

届出地は、新稲■■■■、地目は台帳、現況ともに■■、面積は■■平方メートルの内、設置面積は■■平方メートルです。

届出人は、■■■■

■■氏、施設の概要は、■■■■です。

周辺につきましては、北側は■■、西側は■■、東側及び南側は■■となっており、隣接農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本届出につきまして、令和5年11月24日に受理したものです。

以上、報告第73号のご説明といたします。

議長

ただいま報告のありました10件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第14、報告第74号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

稲野幹事長

〈新年会について説明〉

事務局 | 〈府内農業委員研修会について説明〉
| 〈次回日程について説明〉

議長 | これをもちまして令和5年第12回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時8分)

上記は、令和5年第12回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会
会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 生田 梨恵

署名委員 藤井 照三

